

次のⅠⅡの両方の問題に答えなさい。回答の順番は問いません。

**I** おどされて怖くなって時価100万円の高価な物を無理矢理買わされた者や、婚姻届に署名捺印させられ、その婚姻届が受理された者は、どうすればどういう救済を受けることができるか。財産取引の場合と、身分関係の場合において、法律上の扱いにどのような違いがあるか。違いがあるとすれば、それはなぜかを論じなさい(40点)。

**II** 次のうち2つを選んで説明しなさい(30点×2)。言葉の定義、規定している条文、規定の概要、実際に適用される典型例などを書き、必要なら重要な争点に言及するなどして説明して下さい。こうしたことを書けば、説明は自ずから5行以上になるでしょうが、いちおうの目安を10行以内とします。長ければ長いほどよいものではありません。3つ以上回答すれば無効として採点しませんので、よく考えて選ぶようにして下さい。

- (1) 成年後見
- (2) 表見代理
- (3) 取得時効と消滅時効
- (4) 婚姻
- (5) 離婚